

「特定口座に係る上場株式等保管委託約款」の改訂について 新旧対照表

(二重線部分変更)

新	旧
第1条 ～ 第10条 (現行どおり) (契約の解除) 第11条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 1 ～ 3 (現行どおり) <u>4 当社保護預り約款第16条に該当した場合、上記1～3の手続きを行わず、契約を解除することがあります。</u> 第12条 ～ 第15条 (現行どおり) <u>(削 除)</u> 以 上 (2021. 5. 改訂)	第1条 ～ 第10条 (省 略) (契約の解除) 第11条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 1 ～ 3 (省 略) <u>(新 設)</u> 第12条 ～ 第15条 (省 略) <u>(附則)</u> <u>この約款は、平成22年1月1日より適用させていただきます。</u> <u>この約款は、平成24年12月26日より適用させていただきます。</u> <u>この約款は、平成27年7月3日より適用させていただきます。</u> <u>この約款は、平成29年10月25日より適用させていただきます。</u> <u>この約款は、平成30年12月10日より適用させていただきます。</u> <u>この約款は、令和2年5月13日より適用させていただきます。</u> 以 上 (2020. 5. 13 改定)